

甲良町国土利用計画
(第三次)

計 画

平成19年3月

滋賀県甲良町

(目 次)

・甲良町国土利用計画（第三次）

前 文

1 町土の利用に関する基本構想	1
(1) 町土利用の基本方針	1
(2) 利用区分別の町土利用の基本方向	4
2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 およびその地域別の概要	6
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	6
(2) 地域別の概要	8
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	9
(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用	9
(2) 地域整備施策の推進	9
(3) 土地利用に係る環境の保全および安全の確保	9
(4) 土地利用の転換の適正化	10
(5) 土地の有効利用の促進	11
(6) その他	12

・資料編

1 計画策定の経緯	18
2 甲良町全図	20
3 土地利用区分の定義	21
4 土地利用区分ごとの規模の目標値の算定方法の概要	25
5 計画における主要指標	28
6 利用区分ごとの面積の推移と目標	29
7 土地利用転換マトリックス	30
【参考】町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 面積算定根拠について	31

前 文

甲良町国土利用計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、私たちの町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関し必要な事項について定める計画です。

この計画は、全国の区域および滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画（「全国計画」および「県計画」）とともに同法第4条の国土利用計画を構成します。

また、地方自治法第2条の規定に定める基本構想（第2次甲良町総合計画）に即しつつ、平成13年3月に策定された甲良町国土利用計画（第二次）を見直し策定しています。

この計画策定の後、社会経済情勢の進展により現実と大きな隔たりが生じたときなどには、適宜、計画と実績との検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

1 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

ア. 町土利用の基本理念

町土は、現在および将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基礎であり、その利用のあり方は町民の生活や生産活動と深い関わりを持っています。したがって、町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境との調和を図り、あわせて町土の持つ自然的、社会的、経済的および文化的条件に十分配慮しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と町土の持続可能な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

イ. 町土利用の現状

私たちの町は、滋賀県の中央部を占める犬上郡に位置し、東西 5.32km、南北 5.15km、周囲 19.7km、総面積 13.66km²で県下では 3 番目に小さな町です。東南部に正楽寺山（標高 300m）、池寺山（同 334m）があり、その山並みは西北方向の西ヶ岡山（同 215m）へとつながっています。また、町は東部鈴鹿山脈に源を発する犬上川左岸の扇状地に広がっており、町の大半を占める平地部は、この犬上川の堆積作用でできたなだらかな傾斜の扇状地からなっています。

この肥沃な土地は、先人たちの水をめぐる苦悩の歴史を経て、評価の高い甲良米の産地としての発展をもたらしてきました。今日の地域社会は、こうした稲作単一型の農業生産を生業としてきた当時の農村集落の姿を基本として維持されてきています。

しかしながら、近年では、産業としての農業は低迷し第 2 次・第 3 次産業への就業率が高まるとともに、都市部に産業や人口が集中する傾向が強くなってきました。こうした社会経済情勢の変化により、私たちの町でも地域産業の育成、人口の定住促進などが重要な課題となり、昭和 56 年から農業経営の近代化と基盤整備のための圃場整備事業を推進するとともに、平成 2 年からは工場用地の整備と企業誘致、また平成 6 年には地元小売店による共同店舗の開設支援などに努めてきました。

現在の土地利用をみると、農用地 647ha(47.4%)、森林 176ha(12.9%)、水面・河川・水路 108ha(7.9%)、道路 124ha(9.1%)、宅地 208ha(15.2%)、その他 103ha(7.5%)となっています。平成 10 年と比較すると、農用地が 19ha 減少し、森林が 1ha、水面・河川・水路が 6ha、道路が 1ha、宅地が 7ha、その他が 4ha 増加しています。

ウ. 町土利用をめぐる今日的課題

こうした町土利用の現状認識に加え、今後の町土利用を計画していくにあたって、次のような今日的課題をあげることができます。

第一に、地球規模での環境問題が顕在化するなか、私たちや将来の世代が安定した生活を持続できる社会を構築していくことが求められています。自然と人間社会の営みが調和していくことのできる町土利用を実現していかなくはなりません。生物の多様性が保全される場の確保、地域開発にあたっての自然環境への最大限の配慮などを図っていくことが必要です。

第二に、私たちの町は、稲作単一型の農業生産を基盤として発展してきた町ですが、今日の経済社会情勢の中で、新たな地域産業を育成していくことが求められています。経済活動の活発化に加え、町民の雇用の場を確保する意味からも新しい地域産業の振興策を講じていくことが必要です。

第三に、地域産業の振興とあわせて、住民の定住促進が必要です。私たちの町でも子どもの減少と高齢者の増加傾向は急速に進行していることから、とくに若者の定住促進に向けた取り組みが強く求められています。

さらに、私たちの町では、住民と行政そして専門家の協調関係により、農村景観の保全と整備を推進する“せせらぎ遊園のまちづくり”を展開してきました。第二次甲良町総合計画でも、これまでの実績を基礎として、「住民主体のまちづくり」ならびに「人権尊重のまちづくり」を2本柱としたまちづくりの推進をめざしています。土地利用計画の実現にあたっては、多様な主体が繰り広げる地域づくり活動を一層活発化させながら、住民の皆さんと十分に話し合い、お互いの理解と協力の下に進められる必要があります。

エ. 町土利用の基本方針

[第二次甲良町総合計画 基本構想に規定する「土地利用の基本方針」に同じ。]

①自然と調和する土地利用を進めます。

私たちの町では、町土の大半は農用地または宅地として利用されており、本来の自然環境は町内のごく限られた地域に残っているのみです。

私たちは、この自然を将来の子孫に継承する貴重な財産として認識し、これらの自然環境の保全を進めるとともに、防災的な観点からも適正な管理を進めます。

また、人が自然の大切さを学び、自然に親しむことのできる場の整備を進めます。さらに、町内の各地に残されている小さな緑の空間については、集落近辺の身近な自然環境として保全に努めるとともに、生態系に配慮した水系の保全を図るなど、人の営みと自然環境とが共存できるよう、自然と調和する土地利用を進めます。

②農地の多面的機能が活かされる土地利用を進めます。

犬上川が形成した扇状地上に広がる平地は、主に水田として利用されています。

これらの農用地は農業生産の場であることはもちろんですが、雨水の一時的な遊水地として、あるいは私たちの心をうるおす緑の田園景観としても重要な役割を担っています。

今後の農業振興の方向を見すえながら、さまざまな場面で農地の多面的機能が私たちの暮らしに有効に活かされる土地利用を進めます。

③既存集落が持続的に発展できる土地利用を進めます。

既存の集落は、扇状地の微高地上に分布し、防災的には比較的安全な場所に形成されています。私たちの暮らしの安全を確保し、無秩序な宅地の広がりを防ぐ意味から、既存の集落地を核とする住宅地整備を進めます。

また、若者の定住促進を図るための宅地需要や、良好な居住環境を確保するための用地需要に対しては、集落地周辺部での用地確保を原則としていきます。

自然環境や農用地との調整を十分に図りながら、集落ごとの特性に応じて計画的に宅地・施設用地を確保していくことで、既存集落が持続的に発展できる土地利用を進めます。

④秩序ある都市機能の拠点的整備を誘導する土地利用を進めます。

今後、住民の生活利便性の向上、新しい産業の創出や既存産業の高度化、あるいは町内外の人々との交流促進に資するための新たな都市機能の整備は、町土地利用の総合的な判断のもとに、慎重に対処していくことが必要です。

私たちの町では、新たな開発余地はそれほど残されていません。また、小さな町であることも考慮して、新たな都市機能は集積のメリットを活かせるよう、拠点的な整備を誘導していきます。

また、土地の有効活用といった観点から、低未利用地の利用を促進することに重点を置きながら、これら拠点的な土地利用を進めます。

⑤集落間の有機的な連携を促す土地利用を進めます。

今後の土地利用の総合性を確保していくために、既存集落での適正な土地利用を推進するとともに、集落間をつなぐ道路や水系の一貫した整備を進めることによって、お互いの有機的な連携を促す土地利用を進めます。

(2) 利用区分別の町土利用の基本方向

ア. 農用地

農用地については、農用地の有効利用、地力の維持増進、土地改良施設の適正な維持管理を進めながら、優良農用地の保全を図ります。

このため、認定農業者の育成や集落営農組織の充実を図るとともに、ふるさと交流村の整備とあわせて、農業特産品の生産や地域資源を活用した都市との交流を実現して、元気な農業・農村づくりを推進します。

また、農村景観の保全に努めるなど農用地の多面的な機能が十分に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業への取り組みを推進します。

イ. 森林

森林については、地球環境問題の高まりなどを踏まえ、林産物の収穫、水資源の涵養、災害防止、保健休養、自然環境の保全などの多面的機能を総合的に発揮し得る持続可能な森林の維持管理に努めます。

また、集落周辺の森林については、地域社会の交流機能を兼ね備えた内発的活性化に加え、知的休養地として町民の多様なニーズに配慮しつつ、適正な土地利用に努めます。

ウ. 水面・河川・水路

水面（ため池）・河川・水路については、水害の未然防止、安定した水供給のための整備を進めるとともに、うるおいのある水環境創造を図ります。

また、整備にあたっては生態系の維持に十分配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水環境など、多様な機能の維持・向上を図ります。

エ. 道路

道路については、道路整備計画に基づき、国道・県道の整備を促進するとともに、町道・農道の改良整備を進めます。

整備にあたっては、歩道・自転車道の整備、植栽による沿道景観形成、ふれあいの場づくりに積極的に取り組むほか、すべての人々の使いやすさに配慮するなど、安全でうるおいのある道路整備に努めます。

オ. 住宅地

住宅地については、生活環境の向上ならびに定住人口の確保を図るため、道路、緑地、駐車場などの生活関連施設の整備を進めながら、また、農業上の公共投資の状況に留意しつつ、既存集落に隣接する周辺地を中心に計画的に必要な用地の確保

を図ります。

カ. 工業用地

工業用地については、経済基盤の安定、就労の場の拡大を図るため、自然環境ならびに生活環境など、周辺土地利用との整合を図りながら、必要な用地の確保に努めます。

キ. その他の宅地

経済のソフト化・サービス化の進展に対応して、必要な用地の確保を図ります。

ク. 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公共用施設の用地については、今後の需要を踏まえつつ、環境の保全に配慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

とくに、平成 11 年 3 月策定の「第 2 次甲良町総合計画」、平成 13 年 3 月策定の「甲良町都市計画マスタープラン（甲良町土地利用計画）」で、地域密着型の産業興し事業として位置付けられている「ふるさと交流村」の拠点施設の整備推進を図ります。

ケ. レクリエーション用地

レクリエーション用地については、地域特性を活かして自然と親しむことのできる場の確保に努めます。

コ. 低未利用地

低未利用地については、それぞれの立地条件に応じて有効利用の促進を図ります。

2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア. 目標年次

計画の目標年次は平成 27 年とし、基準年次は平成 16 年とします。なお、目標の中間年次として平成 22 年を参考表示します。

イ. 目標年次における想定人口等

町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 22 年において、それぞれ概ね 8,500 人、2,400 世帯程度（第 2 次甲良町総合計画における目標人口・世帯数）と想定します。

また、平成 27 年においては、それぞれ 8,400 人、2,350 世帯程度と想定します。

ウ. 町土の利用区分

町土の利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目区分とします。

エ. 利用区分別の規模の目標を定める方法

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現状と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位などをしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。

オ. 利用区分別規模の目標

町土の利用に関する基本構想に基づく平成 27 年および中間年次たる平成 22 年の町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、次表(表-1)のとおりとします。

カ. 利用区分別規模の目標の性格

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不安定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表－１ 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	面 積 (ha)			構 成 比 (%)		
	平成 16 年 (基準)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標)	平成 16 年 (基準)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標)
1. 農用地	647	623	605	47.4%	45.6%	44.3%
田	606	584	567	44.4%	42.8%	41.5%
畑	41	39	38	3.0%	2.9%	2.8%
採草放牧地	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
2. 森 林	176	143	143	12.9%	10.5%	10.5%
3. 原 野	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
4. 水面・河川・水路	108	108	108	7.9%	7.9%	7.9%
水面	8	8	8	0.6%	0.6%	0.6%
河川	58	58	58	4.2%	4.2%	4.2%
水路	42	42	42	3.1%	3.1%	3.1%
5. 道 路	124	127	127	9.1%	9.3%	9.3%
一般道路	93	96	96	6.8%	7.0%	7.0%
農道	30	30	30	2.2%	2.2%	2.2%
林道	1	1	1	0.1%	0.1%	0.1%
6. 宅 地	208	228	244	15.2%	16.7%	17.9%
住宅地	108	115	120	7.9%	8.4%	8.8%
工業用地	44	51	51	3.2%	3.5%	3.5%
その他の宅地	56	62	73	4.1%	4.8%	5.6%
7. その他	103	137	139	7.5%	10.0%	10.2%
8. 合計	1,366	1,366	1,366	100.0	100.0	100.0

注： 1. 構成比は、町土総面積に対する割合である。

(2) 地域別の概要

ア. 地域の区分

地域の区分は、町土における自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案して、町土全域とします。

イ. 町土の利用区分に応じた区分ごとの概要

- ① 農用地については、優良農地の保全を図るものの、宅地、道路、その他への転換により減少が見込まれ、平成 27 年の農用地は 605ha 程度となります。
- ② 森林については、西ヶ岡山林の一部（33ha）において森林空間としての自然環境を活かしつつ、また、開発構想のある湖東三山インターチェンジへのアクセスの利便性を活かし、地域活性化に有益な施設導入を図ることとし、平成 27 年の森林面積は 143ha 程度となります。
- ③ 水面（ため池）・河川・水路については、河川改修は完了していることから、面積の増減はなく、平成 27 年には 108ha 程度となります。
- ④ 道路については、国道 307 号、県道ならびに町道の整備、改良により 3ha 程度の増加が見込まれ、平成 22 年には 127ha 程度となります。
- ⑤ 宅地のうち住宅地については、既存集落の周辺地域を中心に一定程度の宅地化が見込まれるほか、定住促進のための宅地の確保を図るため、平成 27 年には 120ha 程度となります。
- ⑥ 宅地のうち工業用地については、在土工業団地への企業誘致を進めることなどにより増加が見込まれ、平成 27 年には 51ha 程度となります。
- ⑦ その他の宅地については、地域振興と低未利用地の活用を目的とした交流拠点施設などの用地の増加が見込まれ、平成 27 年には 73ha 程度となります。
- ⑧ 以上のほか、その他については、ふるさと交流村の拠点施設整備ならびに西ヶ岡山林の森林空間を活用した土地利用により、平成 27 年には 139ha となります。
- ⑨ 上記利用区分別の規模の目標については、前提とした想定人口に変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意する必要があります。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次の通りです。

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法およびこれに関連する土地利用関連法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

(2) 地域整備施策の推進

町土の均衡ある発展を図るため、幹線道路、生活道路をはじめとする地域交通網の整備、教育施設、交流施設の整備を進めるとともに、地域の特性を活かしつつ、農地の有効活用、農村景観の形成、集落環境整備の推進など、総合的環境の整備を図ります。

(3) 土地利用に係る環境の保全および安全の確保

ア 町の自然環境は町民共通の財産であるとの観点に立ち、自然環境保全への意識の高揚を図ります。

イ 地域住民の主体性に基づく身近な環境づくりを継続させることにより、快適でうるおいのある生活環境の創造をめざします。

ウ 町土を自然災害から守り町民の生命と財産の安全を確保するため、また、自然環境を保全するため、治水施設の整備、土地利用を規制する区域の適切な設定などを行うとともに、適正な土地利用への誘導を図ります。

エ 森林のもつ町土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、森林の適正管理に努めます。また、森林空間の有効活用と森林管理への理解促進を図るため、森林空間としての環境を活かした施設の整備を進めます。

オ せせらぎ遊園のまちづくりに象徴されるように、水と緑に囲まれた農村環境は私たち町民にとってかけがえのない財産であり、町の大きな特徴の一つとなっています。こうした恵まれた水環境をさらに豊かな環境として後世に伝え残していくため、下水道施設の整備、水質監視体制の強化に努めるなど、水質の改善・保全に取り組みます。さらに生物の多様性を確保する観点から、水辺をとりまく自然生態系の保全管理に積極的に取り組み、水辺に生息する動植物の保護に努力します。

カ 町内には数多くの文化財や歴史的遺産があり、その保護に努めます。また、地域環境改善活動や地域学習活動など様々な地域づくり活動への活用を図りなが

ら、その価値を後世に伝えていくことに努力します。

キ 定住促進のための宅地の確保、生活環境の向上、町の経済活動の促進なども重要な課題となっているため、宅地需要や住民の生活利便性の向上に資するための機能整備、さらには新たな産業の創出、既存産業の高度化に向けた機能整備など、住居系、商業系、工業系といったそれぞれの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

ク 生活環境の保全・向上を図るため、身近な緑地の確保、工場用地などでの緩衝緑地の設置などに努めます。また、幹線道路への歩道・緑地帯の設置、事業所、倉庫、駐車場などの適切な立地誘導を進め、土地利用の適正化に努めます。

ケ 良好な環境を確保していくため、公共事業の計画段階などにおいて環境保全上の配慮を行うこと、開発行為などについて環境影響評価を実施することなどにより、適正な土地利用の確保を図ります。

(4) 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、人口および産業動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行います。また、必要があるときには、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。

ア 森林は緑を培養し、水や大気の循環に大きく寄与しているほか、生物多様性の保全にも大きな役割を果たしています。森林の利用転換を行う場合には、森林が備える様々なこうした公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、その利用転換を必要最小限にとどめることができるよう土地利用の調整を図ります。

イ 農用地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定および地域景観に及ぼす影響などに留意し、その他の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地の確保を図ります。

ウ 大規模な土地利用の転換についてはその影響が広範であるため、周辺地域をも環境影響評価を実施するなど事前に十分な調整を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全などに十分配慮しつつ、計画的な対応を図り、適正な土地利用の確保を図ります。

エ 土地利用の利用転換が進展する地域については、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを計画的に確保することなどにより、

農用地、宅地など相互の土地利用の調和を図っていきます。

(5) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農業基盤整備はすべての工区で事業が完了しました。今後は、他の土地利用との調整を図りながら、優良農用地の保全に努める必要があります。

集落農業による営農を基本としながらも、農作業委託の需要動向を見定めながら、地域農業の担い手となる認定農業者あるいは経営組織の育成、ならびに農地の利用集積にも努力していくことにより、それぞれの集落の実情に応じた営農を推進していきます。

イ 森林については、森林が備える公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、森林資源の保全整備を推進します。西ヶ岡一帯の森林については、森林が備える環境と調和するような土地利用となるよう、関係者との十分な協議のもと計画的な整備を進めます。

なお、既存集落内またはその周辺地に散在する樹林や竹林などについては、可能な限り保全を図り、生態系の保全に有効に活用していきます。

ウ 水面・河川・水路については、生物の多様な生息・生育環境としての機能を発揮するために必要な水量・水質の確保に努めるほか、地域の景観一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場となる親水空間の整備に努めます。また、治水および利水の機能の確保、安全性の確保に努めます。

エ 道路については、町民の円滑な経済的、社会的活動を支える利便性の高い道路網の整備を進めるとともに、歩道・自転車道の整備、沿道景観の形成、あらゆる人々にとって安全で使いやすい道路整備、ふれあいの場としての空間整備など、道路空間が多様な機能を発揮することができるよう、その有効利用を促進します。

オ 住宅地については、既存住宅地の居住環境の向上に努めるとともに、集落を単位とする将来的な土地利用のあり方について検討を深める中から、定住促進のための新たな宅地の確保を進めます。

カ 工業用地については、在土工業団地への企業誘致を進めます。また、新たな工業用地の確保については、今後の企業立地動向を見すえながら調査を行い、必要となる用地については住宅系土地利用との分離を基本として確保を図ります。

キ その他の宅地については、無秩序な宅地化を防止する観点から、必要な土地利

用のまとまりを拠点的に確保することとし、計画的な土地利用の活用を図ります。

ク 耕作放棄地や荒れ地などの未利用地については、町土の有効利用ならびに環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、緑地、農用地などへの利用、あるいは自然環境の再生、地域景観形成、地域の活性化などのための用地として利用を促します。

ケ 地域活性化のための公共・公益施設用地、レクリエーション用地については、地域の実情に応じて適切な配置と用地の確保を図ります。

コ 土地所有者が良好な土地管理と有効な土地活用を図るよう指導に努めます。また、民間活力の活用や借地による有効な土地利用を促します。

(6) その他

ア 町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、地籍調査をはじめ町土地利用および自然環境など、土地利用に関連する基礎的な調査の推進に努めます。

イ 町民による町土の保全と利用への理解を促していくことに努力し、あわせて集落を基本単位として、将来の望ましい土地利用のあり方について協議・検討を重ね、土地利用計画の策定ならびに適正運用の場に住民の主体的な参加を確保していきます。

図－ 1 土地利用概略図（現況図）

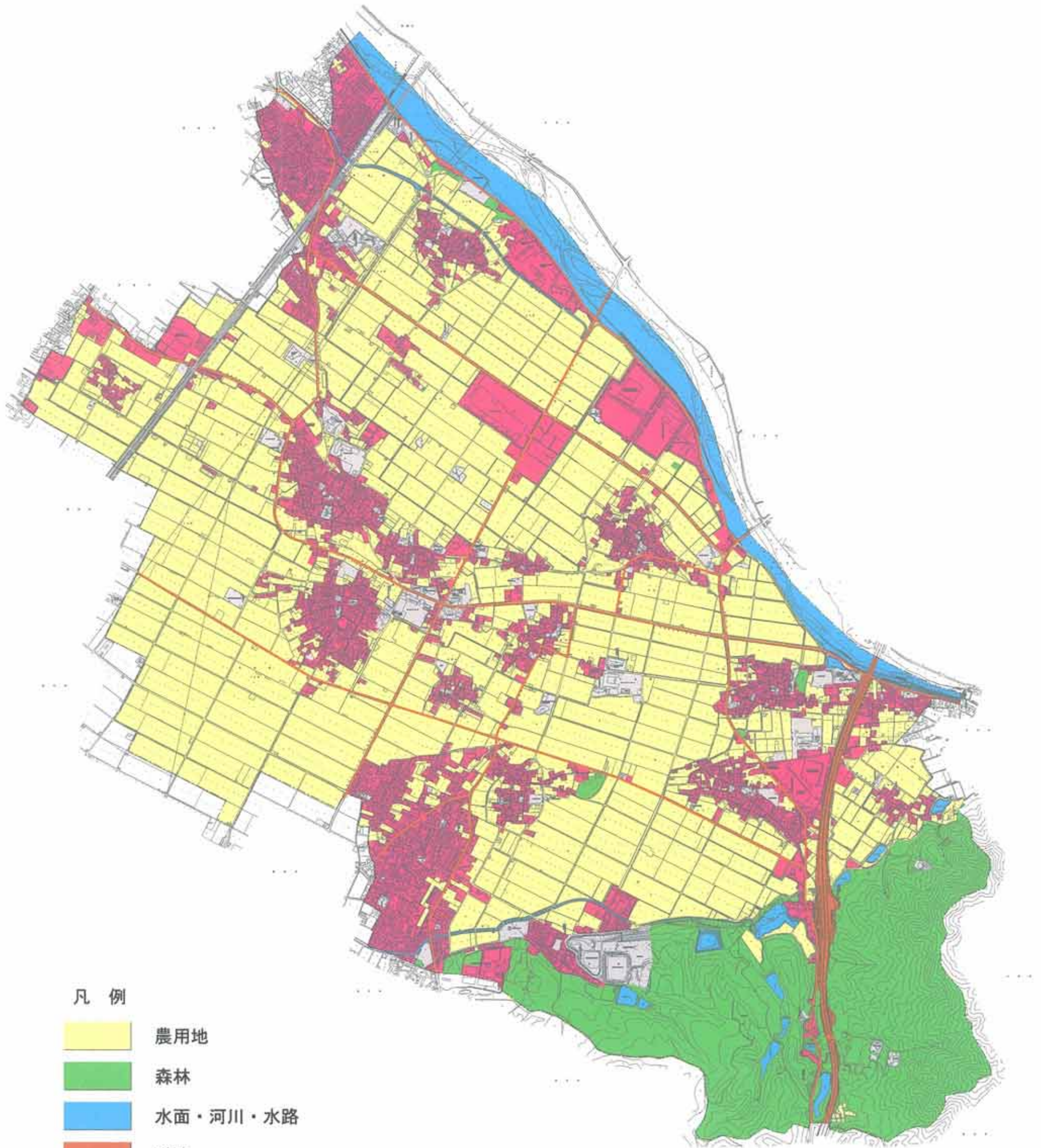
図－ 2 土地利用構想図

13～14

15～16

別便で送付したカラーA3版の
現況図および構想図をここに挿入。

図-1 土地利用概略図（現況図）



凡例

- 農用地
- 森林
- 水面・河川・水路
- 道路
- 宅地
- 利用区分のその他

※1 宅地……………住宅地、工業用地、その他の宅地（事務所、店舗などこれらに附属する建物等の用に供される宅地）。

※2 利用区分のその他……農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地以外の用地（里道、公園、学校用地、神社仏閣用地、中小河川用地など）。

S=1 : 20,000

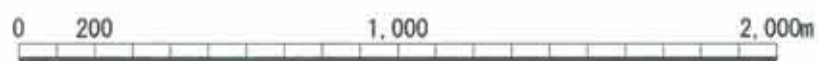
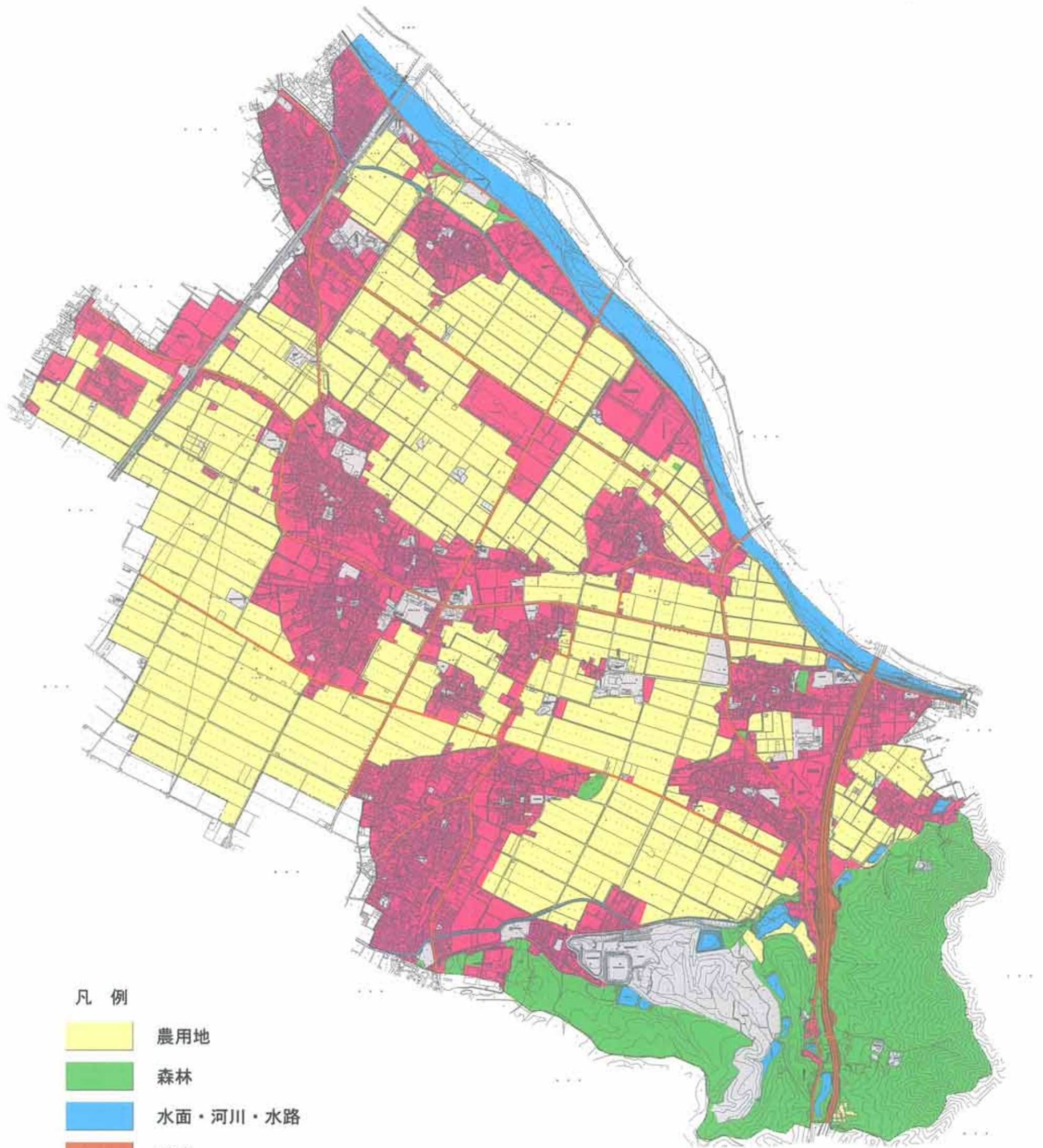


図-2 土地利用構想図



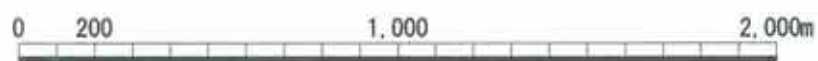
凡 例

- 農用地
- 森林
- 水面・河川・水路
- 道路
- 宅地
- 利用区分のその他

※1 宅地……………住宅地、工業用地、その他の宅地（事務所、店舗などこれらに附属する建物等の用に供される宅地）。

※2 利用区分のその他……農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地以外の用地（里道、公園、学校用地、神社仏閣用地、中小河川用地など）。

S=1 : 20,000



甲 良 町 国 土 利 用 計 画
(第三次)

説明資料

平成19年3月

滋賀県甲良町

1. 計画策定の経緯

年 月 日	経 緯
平成 17 年 6 月 27 日	○甲良町町土利用計画に関する建議（農業委員会より）
平成 18 年 2 月 7 日	○甲良町議会臨時会議会全員協議会にて土地利用関連 2 計画の見直し体制について検討（改定の方針決定）
平成 18 年 3 月 22 日	○定例議会にて土地利用関連 2 計画の予算議決 ：甲良町国土利用計画の改訂を決議
平成 18 年 6 月 10 日	○甲良町土地利用関連 2 計画策定業務着手 ：国土利用計画、農業振興地域整備計画の 2 計画の策定に取り組む。（コンサルタント業務契約）
平成 18 年 6 月 21 日	○関係課（総務課・地域振興課）協議 ：計画策定の進め方について
平成 18 年 7 月 21 日	○関係課（総務課・地域振興課）協議 ：国土利用計画・農業振興地域整備計画策定のための基礎調査（アンケート調査）の実施について
平成 18 年 8 月	○国土利用計画・農業振興地域整備計画策定のための基礎調査（アンケート調査）実施（回収 8 月 20 日）
平成 18 年 9 月 22 日	○関係課（総務課・地域振興課）協議 ：集落懇談会の開催方法について
平成 18 年 10 月 3 日	○現地調査 ：土地利用現況図作成のための現地確認
平成 18 年 10 月 11 日	○現地調査（同上）
平成 18 年 10 月 24 日 ～11 月 29 日	○土地利用関連 2 計画策定に伴う集落懇談会 (13 集落 (14 地区)) 在士(11/9)、下之郷(10/26)、尼子(11/7)、 尼子出屋敷 (11/13)、呉竹(11/15)、小川原(11/11)、 北落(11/10)、金屋(11/1)、正楽寺(10/27)、 池寺(11/17)、長寺東(11/18)、長寺西(11/29)、 法養寺(11/12)、横関(10/24)
平成 18 年 10 月 31 日	○甲良町まちづくり協議会
平成 18 年 11 月 17 日	○J A、土地改良区との懇談
平成 18 年 11 月 20 日	○甲良町商工会との懇談
平成 18 年 12 月 14 日	○関係課（総務課・地域振興課）協議 ：土地利用構想図について（原案調整）

計画策定の経緯（つづき）

年 月 日	経 緯
平成 18 年 12 月 27 日 ～平成 19 年 2 月 5 日	○滋賀県（湖東地域振興局）との事前協議 ：湖東地域振興局にて土地利用調整会議（1/17）
平成 19 年 2 月 5 日	○甲良町議会臨時会議会全員協議会 ：国土利用計画原案について協議
平成 19 年 2 月 6 日 ～3 月 5 日	○滋賀県協議
平成 19 年 3 月 5 日	○甲良町議会定例議会 ：国土利用計画議決
平成 19 年 3 月 6 日	○甲良町国土利用計画（第 3 次）公表公告

2. 甲良町全図



3. 土地利用区分の定義

利用区分	定義	資料	備考
1. 農用地 (1) 農地 (田・畑) (2) 採草牧草地	<p>農地法第2条第1項に定める農地および採草放牧地の合計である。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>	<p>田と畑の合計である。</p> <p>田については「滋賀県農林水産統計年報」(近畿農政局)の田の面積である。</p> <p>畑については「同年報」(同上)の畑の面積である。</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」(近畿農政局)の採草放牧に利用されている面積のうち、森林以外の草生地(野草地)を採草放牧地とする。</p>	<p>本町には該当地なし。</p>
2. 森林	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>(1) 国有林 ア. 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ. 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ. その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>(2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。</p>	<p>「滋賀県森林・林業統計要覧」(滋賀県環境部)の林野庁所管国有林面積から国有林道面積を差し引いたものである。</p> <p>官行造林地の面積である。</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」(近畿農政局)の現況森林面積の林野庁以外の官庁の面積である。</p> <p>地域森林計画対象民有林に同対象外民有林を加えたものである。</p>	
3. 原野	<p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」または「国有林に係る部分を除いた面積」である。</p>	<p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」(近畿農政局)の森林以外の草生地から林野庁所轄以外の草生地と採草放牧地を除いたものである。</p>	<p>本町には該当地なし。</p>

利用区分	定義	資料	備考
5. 道路	一般道路、農道および林道の合計である。車道部（車道中央部、路肩）、歩道部、自転車道部および法面等からなる。		
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	<ul style="list-style-type: none"> ・名神高速道路 ・国道（307号） ・県道（6路線計） ・町道（町道台帳による） ※参考資料：「道路統計年報」（国土交通省道路局）。	
(2) 農道	圃場内農道および圃場外農道。	農道面積は以下の算式による。 農道面積 $= (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率}) + (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ ※上記で求めた農道面積から町道移管分を減じて計算している。 ※資料：農道台帳および甲良土地改良調書（土地改良区調べ）による。	
(3) 林道	国有林林道および民有林林道。	<ul style="list-style-type: none"> ・西ヶ岡線（1路線） 民有林道延長（「滋賀県森林・林業統計要覧」（滋賀県琵琶湖環境部））に一定幅員（8m）を乗じて算出している。 ※資料：林業台帳（総務課）	

利用区分	定義	資料	備考
6. 宅 地	建物の敷地および建物の維持または効用を果たすために必要な土地である。	「固定資産の価格等の概要調書」(県自治振興課)の宅地のうち評価総地籍と非課税地籍を加えたもの。	
(1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地と、非課税地籍のうち公営(町営)住宅用地および改良住宅用地を加えたもの。	①評価総地籍の住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」(滋賀県自治振興課)による。 ②町営住宅地 ・公営(町営)住宅 70 戸 早刈団地 岸ヶ口団地 緑ヶ丘団地 三田長団地 四ツ塚団地 ※敷地面積は、図上求測による。	
(2)工業用地	従業員 10 人以上の事業所(製造業)の敷地面積。 これに敷地面積 1,000 m ² 以上の事業所(製造業)を加えたもの。	工業用地(総務課調べ) ・従業員 10 人以上の事業所(製造業) = 18 事業所。 ・敷地面積 1,000 m ² 以上の事業所(製造業) = 5 事業所	
(3)その他の宅地	(1)、(2)のいずれにも該当しない宅地。	宅地面積から住宅地面積と工業用地面積を除いたものである。	事務所、店舗、などこれらに付属する建物等の用に供される宅地。
7. その他	町土総面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」および「宅地」の各面積を差し引いたものである。	定義と同じ。	里道、公園、学校用地、神社仏閣用地、中小河川用地などをいう。
8. 合計	国土交通省国土地理院公表の数値である。	「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。	

4. 土地利用区分ごとの規模の目標値の算定方法の概要

(1) 農用地

① 農地

平成 16 年の農用地面積を基本に、その後、農用地以外の土地利用に転用される面積を減じて、目標年次の面積を算出しています。

なお、これら目標年次の農用地面積は、過去 10 年間（平成 7 年～16 年）の農用地（田、畑）の実績値をもとに、トレンド推計（最小二乗法）により求めた将来の農用地面積（田、畑）の推計結果と整合させています。

② 採草放牧地

該当地はありません。

(2) 森林

「土地利用現況把握調査」（滋賀県土地対策室）より、平成 16 年の森林面積を基本として、これから将来の森林開発見込み面積を減じて算出しています。

町の南東部に広がる西ヶ岡山林の一部（約 33ha）は、過去にレクリエーション系の土地開発を図ることを目的に民間企業（開発業者）が取得した経緯があります。地権者である当該企業との協議を重ねながら、森林空間としての環境を活かしつつ、また、開発構想のある湖東三山インターチェンジへのアクセスの利便性を活かし、地域活性化に有益な施設の導入を図ることとし、将来の森林開発見込み面積として算定しています。

(3) 原野

該当地はありません。

(4) 水面・河川・水路

① 水面

水面（ため池ならびに調整池）については、現状維持することを目標とします。

② 河川

河川についても、現状維持することを目標とします。

なお、河川については、一級河川犬上川、みな川、四の井川、正楽寺川を対象としており、いずれも平成 16 年時点で河川改修事業は完了しています。

③ 水路

水路についても、現状維持を目標とします。

県営圃場整備事業は完了したことから、同圃場整備事業済区域においては水路の整備面積（実績）を、圃場整備区域外については当該水田面積に水路率を乗じた値を水路面積として算定しています。

(5) 道 路

①一般道路

高速道路と国・県道については、今後の改良事業計画から目標年次の面積を算定しています。

なお、町道については、道路台帳より現在の町道の面積を算定するとともに、今後の用地開発に伴う町道（区画道路等）の整備分を加味して、目標値を定めています。

②農 道

県営圃場整備事業は完了したことから、今後新たな農道整備の予定はないため、現状維持を目標とします。

なお、同圃場整備事業済区域においては農道の整備面積（実績）を、圃場整備区域外については、当該水田面積に道路率を乗じた値を農道面積として算定しています。

③林 道

町内の林道は西ヶ岡線の1路線のみであり、既に整備済みであることから、現状維持することを目標としています。

(6) 宅 地

①住宅地

「固定資産の価格等の概要調書」より、過去18年間（平成元年～18年）の評価総地積のうち住宅地（住宅用地）を求め、トレンド推計（最小二乗法）により、目標年次の「(a)評価総地積の住宅地（評価総地積のうち住宅）」の面積を推定しています。

これに「(b)非課税地積のうち公営住宅地」の面積を加えるとともに、平成27年の目標人口を達成するために必要な新たな住宅建設戸数を算出し、これに町の平均的な宅地面積（=200㎡）を乗じて、「(c)新たな住宅用地創出分」を求めています。

以上(a)、(b)、(c)を合計して、平成27年の住宅地面積を算定しています。なお、公営住宅地は現状維持としています。

②工業用地

現状値は、町内に立地する従業員10人以上の事業所（製造業：18社）ならびに敷地面積1,000㎡以上の事業所を対象として、敷地面積を合計しています。

これら既存工業地は、現状維持を目標とします。これに、在土工業団地の工業用地（約4ha）および既存事業所の拡張予定地（約3ha）を加えた面積を平成22年の工業用地（目標値）としています。

③その他の宅地

「固定資産の価格等の概要調書」から求められる過去18年間（平成元年～18

年)の実績値をもとに、「(a)非課税地積」ならびに「(b)評価総地積」をそれぞれ独自に推計し、両者を合算した値((a)+(b))を将来の宅地面積として設定しています。

そこで、求められた宅地面積から、「①住宅地(住宅用地、公営住宅用地、新規住宅用地)」および「②工業用地」を減じて「③その他の宅地」の面積を算定しています。

(7)その他

平成16年の値に、今後整備が予定されているふるさと交流村(約3ha)、森林開発見込み面積(西ヶ丘山林:約33ha)の面積を加え、目標年次の計画面積を算出しています。

5. 計画における主要指標

(1) 目標年次（平成 27 年）における人口

() 内は構成比

年 区分	実績値		目標値		年平均増加率	
	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	12~17 年 (実績)	17~27 年 (見通し)
総人口	8,578 人	8,379 人	8,500 人	8,400 人	▲ 0.47%	▲ 0.55%
年少人口 (0~14 歳)	1,337 人 (15.6%)	1,252 人 (14.9%)	1,240 人 (14.6%)	1,160 人 (13.8%)	▲ 0.58%	▲ 0.77%
生産人口 (15~64 歳)	5,604 人 (65.3%)	5,326 人 (63.6%)	5,210 人 (61.3%)	4,990 人 (59.4%)	▲ 0.63%	▲ 0.76%
高齢人口 (64 歳以上)	1,637 人 (19.1%)	1,801 人 (21.5%)	2,050 人 (24.1%)	2,260 人 (26.9%)	0.63%	0.87%
世帯数	2,326 世帯	2,365 世帯	2,400 世帯	2,370 世帯	0.44%	0.54%

資料：実績値は住民基本台帳に基づく（各年 4 月 1 日現在）

注 1：平成 22 年の総人口目標値（8,500 人）は、第二次甲良町総合計画に定めた値。

注 2：平成 27 年の総人口目標値（8,400 人）は、将来人口の推計結果などをもとに想定した値。
第三次甲良町総合計画の策定にあわせて見直されることもある。

(2) 目標年次（平成 27 年）における就業者数

() 内は構成比

年 区分	実績値		目標値		年平均増加率	
	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	12~22 年 (見通し)	22~27 年 (見通し)
就業者数	4,155 人	3,775 人	3,741 人	3,694 人	▲ 0.62%	▲ 0.42%
第一次産業 就業者数	359 人 (8.6%)	198 人 (5.2%)	100 人 (2.7%)	71 人 (1.9%)	▲ 0.93%	▲ 0.78%
第二次産業 就業者数	2,175 人 (52.3%)	1,952 人 (51.7%)	1,940 人 (51.9%)	1,889 人 (51.1%)	▲ 0.60%	▲ 0.48%
第三次産業 就業者数	1,621 人 (39.0%)	1,625 人 (43.0%)	1,701 人 (45.5%)	1,734 人 (46.9%)	0.74%	0.45%

資料：実績値は国勢調査に基づく（各年 10 月 1 日現在）

(3) 目標年次（平成 27 年）における産業指標

() 内は 2000 年を 100 とした指数

年 区分	実績値		目標値		年平均増加率	
	平成 12 年 (2000 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	16~22 年 (見通し)	22~27 年 (見通し)
農業算出額 (単位：百万円)	709 (100.0)	666 (93.9)	572 (80.7)	527 (74.3)	▲ 0.72%	▲ 0.60%
製造品出荷額等 (単位：百万円)	41,308 (100.0)	35,194 (85.2)	45,313 (109.7)	47,855 (115.8)	0.81%	1.41%
商品販売額 (単位：百万円)	※ 4,488 (100.0)	3,424 (76.2)	3,649 (81.3)	3,569 (79.5)	1.37%	▲ 1.17%

資料：農業算出額は「生産農業所得統計」、製造品出荷額等は「工業統計」、商品販売額（飲食店を除く）は「商業統計」に基づく。

注：※印の値は平成 11 年（1999 年）の値。

6. 利用区分ごとの面積の推移と目標

(単位：ha)

	実績値				目標値	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年 (基準年)	平成22年 (参考)	平成27年 (目標)
	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2004年)	(2010年)	(2015年)
1. 農用地	742	682	663	647	623	605
田	691	638	621	606	584	567
畑	51	44	42	41	39	38
採草放牧地	0	0	0	0	0	0
2. 森林	186	186	178	176	143	143
3. 原野	0	0	0	0	0	0
4. 水圏・河川・水路	78	102	104	108	108	108
水面	6	8	8	8	8	8
河川	43	54	56	58	58	58
水路	29	40	40	42	42	42
5. 道路	98	123	123	124	127	127
一般道路	71	82	82	93	96	96
農道	26	40	40	30	30	30
林道	1	1	1	1	1	1
6. 宅地	160	196	203	208	228	244
住宅地	94	104	105	108	115	120
工業用地	20	41	41	44	51	51
その他の宅地	46	51	57	56	62	73
7. その他	102	77	95	103	137	139
8. 合計	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366

7. 土地利用転換マトリックス

(単位：ha)

(1) 平成 16 年→平成 22 年

	農用地	森林	原野	水面・河川 ・水路	道路	宅地	その他	合計 (平成16年)
農用地	623				3	20	1	647
森林		143					33	176
原野			0					0
水面・河川・水路				108				108
道路					124			124
宅地						208		208
その他							103	103
合計 (平成22年)	623	143	0	108	127	228	137	1,366

(2) 平成 22 年→平成 27 年

	農用地	森林	原野	水面・河川 ・水路	道路	宅地	その他	合計 (平成22年)
農用地	605					16	2	623
森林		143						143
原野			0					0
水面・河川・水路				108				108
道路					127			127
宅地						228		228
その他							137	137
合計 (平成27年)	605	143	0	108	127	244	139	1,366

(3) 平成 16 年→平成 27 年

	農用地	森林	原野	水面・河川 ・水路	道路	宅地	その他	合計 (平成16年)
農用地	605				3	36	3	647
森林		143					33	176
原野			0					0
水面・河川・水路				108				108
道路					124			124
宅地						208		208
その他							103	103
合計 (平成27年)	605	143	0	108	127	244	139	1,366

【参 考】

第三次甲良町国土利用計画
町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
面積算定根拠について

表－１ 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（現行計画との比較）

	計 画 面 積 (ha)			前 回 計 画 (平 成 13 年 3 月) 面 積 (ha)		
	平成 16 年 (基準)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標)	平成 10 年 (基準)	平成 17 年 (参考)	平成 22 年 (目標)
1. 農用地	647	623	605	666	644	637
田	606	584	567	624	604	598
畑	41	39	38	42	40	39
採草放牧地	0	0	0	0	0	0
2. 森 林	176	143	143	175	167	134
3. 原 野	0	0	0	0	0	0
4. 水面・河川 ・水路	108	108	108	102	104	104
水面	8	8	8	8	8	8
河川	58	58	58	54	55	55
水路	42	42	42	40	41	41
5. 道 路	124	127	127	123	127	127
一般道路	93	96	96	82	96	96
農道	30	30	30	40	30	30
林道	1	1	1	1	1	1
6. 宅 地	208	228	244	201	216	223
住宅地	108	115	120	103	110	115
工業用地	44	51	51	41	45	45
その他の宅地	56	62	73	57	61	63
7. その他	103	137	139	99	108	141
8. 合計	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366

※ 現状については、統計データ収集の関係で、平成 16 年を基準として（最新データとして）、それぞれの面積をおおむね計算しています。

【面積の算出根拠について（補足）】

1. 農用地

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年	農用地＝田（606ha）＋畑（41ha）＋採草放牧地（0ha）＝647ha ※「滋賀県農林水産統計年報」（近畿農政局）より	647ha
平成 22 年	農用地＝647ha－道路増加分（3ha）－宅地増加分（20ha） －その他増加分（1ha） ＝647ha－24ha＝623ha	623ha
平成 27 年	農用地＝623ha－宅地増加分（16ha）－その他増加分（2ha） ＝623ha－18ha＝605ha	605ha

※農用地面積の推移（実績と推計）は、表-2 の通り。

表－2 農用地面積の推移（実績と推計）

単位：ha （）内は農用地転用面積

年次（西暦年）		農用地	田	畑	
実績値	平成元年	1989	744 (2.3)	693 (2.2)	51 (0.4)
	平成2年	1990	742 (3.3)	691 (2.0)	51 (1.3)
	平成3年	1991	740 (5.4)	689 (4.9)	51 (0.6)
	平成4年	1992	719 (11.7)	669 (11.1)	50 (0.7)
	平成5年	1993	695 (18.1)	647 (15.6)	48 (2.5)
	平成6年	1994	688 (3.9)	643 (1.9)	45 (2.0)
	平成7年	1995	682 (3.0)	638 (2.2)	44 (0.9)
	平成8年	1996	674 (2.8)	631 (2.4)	43 (0.3)
	平成9年	1997	670 (3.5)	627 (3.1)	43 (0.4)
	平成10年	1998	666 (2.0)	624 (1.7)	42 (0.3)
	平成11年	1999	665 (1.3)	623 (1.2)	42 (0.1)
	平成12年	2000	663 (1.3)	621 (1.1)	42 (0.2)
	平成13年	2001	656 (1.8)	614 (1.7)	42 (0.2)
	平成14年	2002	649 (1.4)	608 (0.9)	41 (0.4)
	平成15年	2003	648 (1.1)	607 (0.9)	41 (0.2)
	平成16年	2004	647 (0.5)	606 (0.4)	41 (0.1)
推計	平成22年	2010	623 (24.0)	584 (22.0)	39 (2.0)
	平成27年	2015	605 (18.0)	567 (17.0)	38 (1.0)

資料：農用地（田・畑）の実績値は「滋賀県農林水産統計年報」（滋賀農林統計協会発行）による。

：農用地転用面積の実績値は、地域振興課調べ

推計：平成7年～16年の農用地（田・畑）をもとに、平成27年までの農用地面積をトレンド推計（べき乗式）を用いて田・畑ごとに推計。

2. 森林

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年	森林＝民有林（159ha）＋国有林（18ha）－林道面積（1ha） ※「土地利用現況把握調査」（滋賀県土地対策室）より ※林道面積＝西ヶ岡線：総延長 1,327m×8m＝10,616 m ² ÷1 ha （林道幅員は 4.0m であるが、一定幅員 8.0m を乗じて算出。 滋賀県の算定方法に準じたもの。）	176ha
平成 22 年	森林＝176ha－森林空間を活用した施設用地に転用（33ha） ＝143ha ※民有地である西ヶ岡山林の一部（33ha）は、森林空間としての自然環境を活かしつつ、また、開発構想のある湖東三山インターチェンジへのアクセスの利便性を活かし、地域活性化に有益な施設の導入を図るものとする。（その他用地に転用）	143ha
平成 27 年	森林＝143ha ※平成 22 年より変化なし。	143ha

※西ヶ岡山林の一部（33ha）は、民間企業 1 社が所有している。

※同用地の開発計画については、前回計画においても同様の位置付けがなされているもので、町と地権者（企業）との間で継続的に協議を重ねているところである。

3. 原 野＝該当地なし

4. 水面・河川・水路

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年	水面・河川・水路 ＝①水面（8ha）＋②河川（58ha）＋③水路（42ha）＝108ha ①水面＝8ha ：(a)+(b)+(c)＝78,400 m ² ÷8ha a)天然湖沼＝0ha ：天然湖沼（面積 10ha 以上）は該当地なし b)ため池面積＝69,700 m ² ：ため池の満水時面積（農業用ため池データベースによる。） 01. 福溜（池寺） 12,000 m ² （雨降の池） 02. 西蓮溜（正楽寺） 4,000 m ² 03. 海東溜（正楽寺） 4,000 m ² 04. 柿ノ内溜（池寺） 4,000 m ² 05. 若宮溜（池寺） 11,000 m ² 06. 新溜（池寺） 9,000 m ² 07. 船溜（池寺） 3,000 m ² 08. 新右エ門溜（池寺） 8,000 m ² 09. 湯屋溜（池寺） 1,500 m ² 10. 長溜（池寺） 10,200 m ² 11. 二十俵門溜（池寺） 3,000 m ² 合計 69,700 m ² c)その他の水面＝8,700 m ² ：ため池に相当する程度の水面（図上求測による。） 01. 金屋地内 2,700 m ² （ダム事務所横の池） 02. 池寺地内 6,000 m ² （池寺墓地横の池） 合計 8,700 m ²	108ha

年	算出根拠	計画面積
	<p>②河川（一級河川の河川区域の面積）＝58ha ：(a)+(b+c+d)＝51ha+7ha（70,400 m²）＝58ha a) 犬上川≒51ha（50.9ha） ※犬上川については、図上求測による河川区域面積。 ※小川原の河川敷内のグラントは、河川敷地内にあるため、河川面積に算入する。</p> <p>b) みな川（総延長＝約 2,000m）＝ 26,000 m² ：改修済（2,000m）×13m＝ 26,000 m²</p> <p>c) 四の井川（総延長＝約 2,000m）＝ 36,000 m² ：改修済（2,000m）×18m＝ 36,000 m²</p> <p>d) 正楽寺川（総延長＝約 1,200m）＝ 8,400 m² ：改修済（1,200m）× 7m＝ 8,400 m² ※みな川、四の井川、正楽寺川の総延長は図上求測。 ※河川幅員については、建設課調べ。</p> <p>③水路（農業用排水路）＝42ha ：(a)+(b)＝78,886 m²+338,660 m²＝417,546 m²≒42ha a) 用水路（以下の算式により求積。） 用水路面積 ＝用水路総延長（78,886m）×標準幅員（1.0m） ≒ 8ha（78,886 m²） ※用水路標準幅員は 0.25～0.6mであるが、水路敷を考慮し 1.0mとした。【参考1】参照]</p> <p>b) 排水路（以下の算式により求積。） 排水路面積 ＝排水路総延長（66,404m）×標準幅員（5.1m） ≒33ha（338,660 m²） ※排水路標準幅員は0.4～5.5mであるが、水路敷を考慮し5.1mとした。【参考1】参照]</p>	
平成 22 年	水面・河川・水路＝108ha ※平成 16 年より変化なし。	108ha
平成 27 年	水面・河川・水路＝108ha ※平成 22 年より変化なし。	108ha

【参考 1】

※上記の用水路および排水路の水路敷を含む標準幅員（1.0mおよび5.1m）は、以下の算出式により水路面積を算定し、これを参考に定めたものである。

：農業用水路

$$\begin{aligned}
&= (\text{圃場整備済区域内水路面積}^{*1}) + (\text{未整備水田面積}^{*2} \times \text{未整備水田の水路率}^{*3}) \\
&= (40.3\text{ha}) + ((647.0\text{ha} - 579.4\text{ha}) \times 0.0183) \\
&= 40.3\text{ha} + 1.2\text{ha} = 41.5\text{ha}
\end{aligned}$$

* 1：圃場整備済区域内水路面積は、県営圃場整備事業区域内の水路面積

* 2：未整備水田面積

$$\begin{aligned}
&= \text{水田面積（平成 16 年実績値）} - \text{圃場整備済区域内の水田面積（圃場整備地区総計表による実績値：地域振興課調べ）}
\end{aligned}$$

* 3：未整備水田の水路率

$$\begin{aligned}
&= (\text{県営圃場整備事業地区の従前地の水路面積}) \div (\text{同従前地の面積}) \\
&= 12.5\text{ha} \div 684.8\text{ha} = 0.0183
\end{aligned}$$

5. 道 路

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年	<p>道路＝①一般道路 (93ha) ＋②農道 (30ha) ＋③林道 (1ha) ＝124ha</p> <p>①一般道路 (国県道および町道) \div 93ha (約 934,896 m²) : (a)+(b)+(c)+(d) ＝129,120 m²＋42,240 m²＋221,280 m²＋542,256 m² ＝934,896 m² \div 93ha</p> <p>※道路敷面積は次の計算式にて算出。 ※道路敷面積＝(改良済区間距離×道路敷幅員) ＋(未改良区間距離×道路敷幅員)</p> <p>a) 名神高速道路 (総延長＝約 2,400m) : 既成済 2,400m×53.8m (23.9m×2.25)＝129,120 m² ※総延長は図上求測による。 ※道路敷幅員＝平均的な道路幅員×2.25 として算出。 「道路統計年報」より 名神高速道路 (小牧～栗東間): 幅員 23.9m 滋賀県内の高速自動車道 道路敷(7.16 km²)÷道路部面積(3.18 km²) \div 2.25</p> <p>b) 国道 307 号 (総延長＝約 3,200m) : 改良済 2,400m×14.4m (12m×1.20)＝34,560 m² : 未改良 800m×9.6m (8m×1.20)＝7,680 m² 合計＝42,240 m²</p> <p>c) 県道(6 路線計) : 改良済 13,100m×14.4m (12m×1.20)＝188,640 m² : 未改良 3,400m×9.6m (8m×1.20)＝32,640 m² 合計＝221,280 m²</p> <p>※総延長は図上求測による。 ※道路敷幅員＝平均的な道路幅員×1.20 として算出。 「道路統計年報」より滋賀県内の一般道路 (市町村道) 道路敷(53.47 km²)÷道路部面積(44.55 km²) \div 1.20</p> <p>※改良済・未改良の区分は表-3 による。</p> <p>d) 町道 (道路台帳より、内訳は表-4 による。 : 道路面積 (橋梁を除く) \div 54ha (542,256.03 m²)</p> <p>②農道＝30ha 農道 (以下の算式により求積。) 農道面積＝農道総延長 (38,442m) ×標準幅員 (7.7m) \div 30ha (296,003 m²)</p> <p>※農道の標準幅員は 4m であるが、道路敷を考慮し 7.7m としている。【参考 2】参照</p> <p>③林道 (西ヶ岡線)＝1ha (約 10,616 m²) : 整備済 (1,327m) × 8m＝10,616 m² ※林道延長×8m として算出 (県の手引きに準拠した。平均有効幅員は 4m であるが道路敷を考慮し 8m としている。)</p>	124ha

※県道の改良済・未改良の区分は表-3の通り（建設課調べ）。

表-3 県道（6路線）の概要 単位：m

	延長	改良済	未改良
主要地方道彦根・八日市・甲西線 ^(※1)	2,600m	2,600m	0m
県道敏満寺・野口線	5,400m	5,400m	0m
県道甲良・多賀線 ^(※2)	1,800m	1,800m	0m
県道北落・豊郷線	2,500m	2,300m	200m
県道雨降野・今在家・八日市線	1,000m	1,000m	0m
県道高宮・北落線	3,200m	0m	3,200m
合計	16,500m	13,100m	3,400m

※1：彦根・八日市・甲西線の総延長は約4,100mである。（2,600mは、敏満寺・野口線との重複区間約1,500mを除いた値。）

※2：歩道整備の計画がある。（平成16年時点では未整備）。

※町道の道路延長と面積は表-4の通り（建設課調べ）。

表-4 道路台帳による道路延長と面積 単位：m、m²

	延長（m）	面積（m ² ）
6.5m以上	13,021.11	122,058.59
4.5m以上 6.5m未満	45,731.46	249,800.23
2.5m以上 4.5m未満	43,163.71	166,179.18
1.5m以上 2.5m未満	1,866.50	4,171.73
1.5m未満	32.60	46.30
橋梁	324.11	1,881.20
合計（橋梁を除く）	103,815.38	542,256.03
合計（橋梁を含む）	104,139.49	544,137.23

※道路台帳（建設課）による。平成16年度現在

【参考2】

※農道の標準幅員（7.7m）は、以下の算出式により農道面積を算定し、これを農道総延長で除して求めたものである。

$$\begin{aligned}
 \text{農道} &= (\text{圃場整備済区域内道路(農道)面積}^{*1}) \\
 &\quad + (\text{未整備農用地面積}^{*2} \times \text{圃場未整備区域の道路率}^{*3}) \\
 &= (41.1\text{ha}) + ((647.0\text{ha} - 579.4\text{ha}) \times 0.0315) \\
 &= 41.1\text{ha} + 2.1\text{ha} = 43.2\text{ha}
 \end{aligned}$$

$$\text{圃場整備後に町道に移管された道路面積} = 13.6\text{ha}$$

$$\text{実際の農道面積} = 43.2\text{ha} - 13.6\text{ha} = 29.6\text{ha}$$

*1：圃場整備済区域内農道面積は、県営圃場整備事業区域内の農道面積

*2：未整備農用地面積＝農用地面積（平成16年実績値）－圃場整備済区域内の農用地面積（圃場整備地区総計表による実績値：地域振興課調べ）

*3：未整備区域内の道路率

$$\begin{aligned}
 &= (\text{県営圃場整備事業地区の従前地の道路面積}) \div (\text{同従前地の面積}) \\
 &= 21.6\text{ha} \div 684.8\text{ha} = 0.0315
 \end{aligned}$$

年	算出根拠	計画面積
平成 22 年	<p>道路＝①一般道路 (96ha) ＋②農道 (30ha) ＋③林道 (1ha) ＝127ha</p> <p>①一般道路 (国県道および町道) ≒96ha (約 964, 378 m²) : (a)+(b)+(c)+(d) ＝129, 120 m²＋49, 920 m²＋238, 600 m²＋546, 738 m² ＝964, 378 m²≒96ha</p> <p>※道路敷面積は次の計算式にて算出。 ※道路敷面積＝(改良済区間距離×道路敷幅員) ＋(未改良区間距離×道路敷幅員)</p> <p>a) 名神高速道路 (総延長＝約 2, 400m) ＝ 129, 120 m² : 変化なし。</p> <p>b) 国道 307 号 (総延長＝約 3, 200m) : 改良済 A 2, 400m×14. 4m (12m×1. 20) ＝ 34, 560 m² : 改良済 B 800m×19. 2m (16m×1. 20) ＝ 15, 360 m² 合計 ＝ 49, 920 m²</p> <p>※未改良区間 (B=800m) が整備されるものと想定。 ※新規改良部分 (B=800m) については、歩道を含め 16m幅員の道路として計画されている。</p> <p>c) 県道(6 路線計) : 改良済 16, 500m×14. 4m (12m×1. 20) ＝ 237, 600 m² : 歩道新設 500m× 2. 0m ＝ 1, 000 m² 合計 ＝ 238, 600 m²</p> <p>※総延長は図上求測による。 ※道路敷幅員＝平均的な道路幅員×1. 20 として算出。 「道路統計年報」より滋賀県内の一般道路 (市町村道) 道路敷 (53. 47 km²) ÷ 道路部面積 (44. 55 km²) ≒1. 20 ※未改良区間が整備されるものと想定。 ※県道甲良・多賀線 (改良済) に、幅員 2m の歩道を設置。</p> <p>d) 町道 (道路台帳による平成 16 年以降の新規道路分を追加) ・平成 16 年道路面積 (橋梁を除く) ≒54ha (542, 256 m²) ・在土工業用地内区画道路 ; 591m×6m＝3, 546 m² ; 234m×4m＝ 936 m² 合計 4, 482 m² ・上記計 542, 256 m²＋4, 482 m²＝ 546, 738 m² ≒55ha</p> <p>②農道 ＝30ha : 変化なし。</p> <p>③林道 (西ヶ岡線) ＝1ha : 変化なし。</p>	127ha
平成 27 年	<p>道路＝127ha ※平成 22 年より変化なし。</p>	127ha

6. 宅 地

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年	<p>宅地=①住宅地 (108ha) + 工業用地 (44ha) + その他の宅地 (56ha) =208ha</p> <p>①住宅地=108ha : (a)+(b) =105ha (1,051,173 m²) +3ha (33,800 m²) ≒108ha (1,084,973 m²)</p> <p>a) 評価総地積の住宅地 (平成 16 年) = 1,051,173 m² ※「固定資産の価格等の概要調書」より</p> <p>b) 非課税地積のうち公営住宅地 = 33,800 m² 公営住宅 (70 戸) = 約 11,000 m² 早 刈=約 4,000 m² (図上求測による) 岸ヶ口=約 3,000 m² (同上) 緑ヶ丘=約 2,000 m² (同上) 三田長=約 1,000 m² (同上) 四ツ塚=約 1,000 m² (同上) 改良住宅 (114 戸) = 約 22,800 m² : 戸当たり 200 m²として、200 m²×114 戸=22,800 m²</p> <p>②工業用地= 436,436 m² ≒ 44ha : (a)+(b) =30ha (300,802 m²) +14ha (135,634 m²) ≒44ha (436,436 m²) ※a)および b)の内訳は、表-9 による。</p> <p>a) 従業員 10 人以上の事業所 18 社 (製造業) = 300,802 m² ※従業員 10 人以上の事業所 18 社 (平成 16 年工業統計)</p> <p>b) その他 (敷地 1,000 m²以上の事業所) 5 社 = 135,634 m² ※総務課調べ。</p> <p>③その他の宅地 =a) 宅地 (208ha) - (①住宅地 (108ha) +②工業用地 (44ha)) =56ha</p> <p>a) 宅地=非課税地積 (31ha) + 評価総地積 (177ha) =208ha ※「固定資産の価格等の概要調書」より (税務課調べ) ※宅地の推移 (実績と推計) は、表-5 および表-6 による。</p>	208ha

年	算出根拠	計画面積
平成 22 年	<p>宅地=①住宅地 (115ha) + 工業用地 (51ha) + その他の宅地 (62ha) =228ha</p> <p>①住宅地=115ha : (a)+(b)+(c) =109ha (1,092,497 m²) +3ha (33,800 m²) +3ha (26,000 m²) ≒115ha (1,152,297 m²)</p> <p>a) 評価総地積の住宅地 (平成 22 年: 推計値) =1,092,497 m² : 「固定資産の価格等の概要調書」の実績値をもとに推計。 表-7 による。</p> <p>b) 非課税地籍のうち公営住宅地 = 33,800 m² ※平成 16 年より変化なし。</p> <p>c) 新たな住宅用地創出分 = 約 26,000 m² ※算定根拠は、表-8 による。</p> <p>②工業用地 = 51ha : a)+b)=約 507,718 m²= 51ha</p> <p>a). 平成 16 年実績値=436,436 m²</p> <p>b). 新たな工業用地 在土工業団地 (北海製罐(株)東隣) = 39,372 m² 既存事業所拡張予定分 = 31,910 m² ※a)および b)の内訳は、表-9 による。</p> <p>③その他の宅地 = 62a : 表-5 による。</p>	228ha
平成 27 年	<p>宅地=①住宅地 (120ha) + 工業用地 (51ha) + その他の宅地 (73ha) =244ha</p> <p>①住宅地=121ha : (a)+(b)+(c) =113ha (1,129,324 m²) +3ha (33,800 m²) +4ha (43,000 m²) ≒120ha (1,206,124 m²)</p> <p>a) 評価総地籍の住宅地 (平成 27 年: 推計値) =1,129,324 m² : 「固定資産の価格等の概要調書」の実績値をもとに推計。 表-7 による。</p> <p>b) 非課税地籍のうち公営住宅地 = 33,800 m² ※平成 16 年より変化なし。</p> <p>c) 新たな住宅用地創出分 = 約 43,000 m² ※算定根拠は、表-8 による。</p> <p>②工業用地 = 51ha ※平成 22 年より変化なし。</p> <p>③その他の宅地 = 73ha : 表-5 による。</p>	244ha

※宅地の算出根拠は、表-5 の通り。

表—5 宅地の推移（実績と推計） 単位：ha

区分	年次		a) 宅地	b) 住宅用地	c) 公営住宅用地	d) 新規住宅用地	e) 工業用地	f) その他の宅地
	(平成 年)	西暦						
実績値	平成元年	1989	154	93	3	0	20	38
	平成2年	1990	158	94	3	0	20	41
	平成3年	1991	160	95	3	0	21	41
	平成4年	1992	163	95	3	0	29	36
	平成5年	1993	174	97	3	0	41	33
	平成6年	1994	174	97	3	0	41	33
	平成7年	1995	196	101	3	0	41	51
	平成8年	1996	202	101	3	0	41	57
	平成9年	1997	199	99	3	0	41	56
	平成10年	1998	201	100	3	0	41	57
	平成11年	1999	203	101	3	0	41	58
	平成12年	2000	203	102	3	0	41	57
	平成13年	2001	203	102	3	0	41	57
	平成14年	2002	205	103	3	0	41	58
	平成15年	2003	206	104	3	0	41	58
	平成16年	2004	208	105	3	0	44	56
	平成17年	2005	209	105	3	0	44	57
	平成18年	2006	210	106	3	0	45	56
推計値	平成19年	2007	217	107	3	1	46	61
	平成20年	2008	221	108	3	1	47	62
	平成21年	2009	225	109	3	2	48	63
	平成22年	2010	228	109	3	3	51	62
	平成23年	2011	231	110	3	3	51	64
	平成24年	2012	234	111	3	3	51	66
	平成25年	2013	238	111	3	4	51	69
	平成26年	2014	241	112	3	4	51	71
	平成27年	2015	244	113	3	4	51	73

注) a) 宅地 = 非課税地積 + 評価総地積 (「固定資産の価格等の概要調書」より)

b) 住宅用地 = 評価総地積のうち住宅 (同上)

c) 公営住宅用地 = 非課税地積のうち公営住宅地 (総務課調べ)

d) 新規住宅用地 = 新たな住宅用地創出分 (政策人口増加分に相当)

: 算出根拠は表-8 の通り。

e) 工業用地 = 従業員 10 人以上の事業所 (製造業) + 敷地面積 1,000 m²以上の事業所

: 算出根拠は表-9 の通り。

f) その他の宅地 = a - (b + c + d + e)

※①住宅地のうち、a)宅地の算出根拠は、表-6の通り。

表—6 a)宅地の推移(実績と推計) 単位: ha

区分	年次		a)宅地(=非課税地積+評価総地積)		
	(平成 年)	西暦	計(ア+イ)	ア)非課税地積	イ)評価総地積
実績値	平成元年	1989	154	23	131
	平成2年	1990	158	23	135
	平成3年	1991	160	23	137
	平成4年	1992	163	24	139
	平成5年	1993	174	24	150
	平成6年	1994	174	24	150
	平成7年	1995	196	27	169
	平成8年	1996	202	31	171
	平成9年	1997	199	29	170
	平成10年	1998	201	29	172
	平成11年	1999	203	31	172
	平成12年	2000	203	31	172
	平成13年	2001	203	30	173
	平成14年	2002	205	31	174
	平成15年	2003	206	31	175
	平成16年	2004	208	31	177
	平成17年	2005	209	30	179
	平成18年	2006	210	26	184
推計値	平成19年	2007	217	27	191
	平成20年	2008	221	27	194
	平成21年	2009	225	28	197
	平成22年	2010	228	28	200
	平成23年	2011	231	28	203
	平成24年	2012	234	29	206
	平成25年	2013	238	29	208
	平成26年	2014	241	30	211
平成27年	2015	244	30	214	
備考			右記(ア)+(イ)	(ア)※1	(イ)※2

資料: 固定資産の価格等の概要調書

※1: 過去の推移(実績)に連続性がないため、平成18年実績値をもとに、平成18~22年に2ha、平成23~27年に2ha、それぞれ増加するものと想定した。

※2: 平成19~27年値は、平成元~18年値に基づき、対数式により推計

※①住宅地のうち、a)宅地・評価総地積（うち宅地・非住宅）の算出根拠は、表-7の通り。

表—7 a)宅地（評価総地積）～非課税地積を除く～の推移（実績と推計） 単位：㎡

区分	年次		宅地（評価総地積）～非課税地積を除く～		
	（平成 年）	西暦	イ)評価総地積	ウ)うち住宅	エ)うち非住宅
実績値	平成元年	1989	1,314,030	926,112	387,918
	平成2年	1990	1,347,194	939,673	407,521
	平成3年	1991	1,370,357	950,049	420,308
	平成4年	1992	1,391,564	953,093	438,471
	平成5年	1993	1,499,879	966,420	533,459
	平成6年	1994	1,502,011	969,318	532,693
	平成7年	1995	1,691,360	1,014,869	676,491
	平成8年	1996	1,708,701	1,008,211	700,490
	平成9年	1997	1,701,117	988,623	712,494
	平成10年	1998	1,715,484	999,430	716,054
	平成11年	1999	1,717,995	1,008,311	709,684
	平成12年	2000	1,724,361	1,020,672	703,689
	平成13年	2001	1,725,128	1,023,820	701,308
	平成14年	2002	1,735,912	1,031,719	704,193
	平成15年	2003	1,753,098	1,037,335	715,763
	平成16年	2004	1,774,770	1,051,173	723,597
	平成17年	2005	1,786,939	1,051,975	734,964
	平成18年	2006	1,839,998	1,058,751	781,247
推計値	平成19年	2007	1,908,441	1,070,356	838,085
	平成20年	2008	1,937,887	1,077,740	860,147
	平成21年	2009	1,967,318	1,085,120	882,198
	平成22年	2010	1,996,734	1,092,497	904,238
	平成23年	2011	2,026,136	1,099,869	926,267
	平成24年	2012	2,055,524	1,107,239	948,285
	平成25年	2013	2,084,896	1,114,604	970,292
	平成26年	2014	2,114,254	1,121,966	992,288
平成27年	2015	2,143,598	1,129,324	1,014,274	
[推計値の算定方法]			(イ)	(ウ)	(イ) - (ウ)
			※平成19～27年値は、平成元～18年値に基づき、対数式により推計		

資料：固定資産の価格等の概要調書

※①住宅地のうち「(c)新たな住宅用地創出分」の算出根拠は、表-8の通り。

表-8 住宅地のうち「(c)新たな住宅用地創出分」

	算出根拠
平成 22 年	(a) 目標人口=8,500人(第2次甲良町総合計画目標人口) (b) 推計人口=8,052人(平成22年推計値:住民基本台帳人口に基づく) (a-b) 人口差≒450人(=政策的人口増加とする。) (c) 定住世帯=政策人口(450人)÷平均世帯人員(3.54) ※平均世帯人員3.54人/世帯は、平成17年実績。 =127.1世帯≒約130世帯と想定。 (d) 住宅用地=200㎡×130世帯=26,000㎡ ※平成19~22年の4年間に均等に配分し、各年0.65ha分の増加を予定する。
平成 27 年	(a) 目標人口=8,400人 (b) 推計人口=7,654人(平成27年推計値:住民基本台帳人口に基づく) (a-b) 人口差≒750人-450人=300人(=政策的人口増加とする。) ※450人分は平成19~22年における増加分 (c) 定住世帯=政策人口(300人)÷平均世帯人員(3.54) ※平均世帯人員3.54人/世帯は、平成17年実績。 =84.7世帯≒約85世帯と想定。 (d) 住宅用地=200㎡×85世帯=17,000㎡ ※平成23~27年の5年間に均等に区分し、各年0.34ha分の増加を予定する。 (e) 住宅用地累計=26,000㎡+17,000㎡=43,000㎡

【参考3】

※平成17年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート法により、平成22年・27年の将来人口を推計した。その結果は次のとおりである。

付表-1人口の推移(実績と推計)

年次(平成)	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
西暦	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
0~14歳人口	1,784人	1,512人	1,337人	1,252人	1,172人	1,054人
15~64歳人口	6,036人	5,911人	5,604人	5,326人	4,937人	4,543人
65歳以上人口	1,204人	1,455人	1,637人	1,801人	1,943人	2,057人
計	9,024人	8,878人	8,578人	8,379人	8,052人	7,654人
0~14歳人口	19.8%	17.0%	15.6%	14.9%	14.6%	13.8%
15~64歳人口	66.9%	66.6%	65.3%	63.6%	61.3%	59.4%
65歳以上人口	13.3%	16.4%	19.1%	21.5%	24.1%	26.9%
備考	実績値(各年4月1日現在)				推計値	

資料:住民基本台帳

※②工業用地の内訳は、表-9の通り（総務課調べ）。

表-9 工業用地の内訳 単位：㎡

No	区分	企業・事業所名	平成16年 敷地面積	平成22年 敷地面積	備考
1	従業員10人以上の事業所 (計18社)	近泉合成繊維(株)	51,429	51,429	シンコール(株)含む
2		シンコール(株)	0	0	近泉合成繊維(株)敷地内
3		甲良作業所	608	608	
4		オリエンタル建設(株)	39,601	39,601	
5		第一化成工業(株)	54,804	54,804	
6		古川オートモーティブパーツ(株)	35,243	35,243	
7		(株)近江ボード	602	602	
8		山仁産業(株)	4,660	4,660	
9		(株)永楽屋	7,058	7,058	
10		ボクシー(株)	897	897	(個人名義)
11		田中バルブ工業(株)	6,217	6,217	
12		北海製罐(株)	32,438	32,438	
13		ユニバーサル製罐(株)	46,563	46,563	
14		青木工業(株)	0	0	オリエンタル建設(株)敷地内
15		正昇工業(株)	0	0	オリエンタル建設(株)敷地内
16		日本研削砥粒(株)	18,107	18,107	
17		ビワ加工	1,915	1,915	
18		彦根サッシセンター	661	661	
		小計	300,802	300,802	
19	その他 [敷地1,000㎡以上の事業所] (計5社)	リビエル技研	6,800	6,800	図上求積による。
20		京都三菱自動車販売	43,954	43,954	北落工業団地内
21		日立電線ロジテック	44,281	44,281	北落工業団地内
22		セキノ興産	32,931	32,931	北落工業団地内
23		丸山商事	7,669	7,669	
		小計	135,634	135,634	
—	新規	在士工業団地	—	39,372	北海製罐(株)東側隣接地
—	拡張予定	古川オートモーティブパーツ(株)	—	31,910	既存事業所北側隣接地
		小計	—	71,282	
計		23社+1団地	436,436	507,718	

資料：総務課調べ

7. その他

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年	$\begin{aligned} \text{その他} &= 1,366\text{ha} - (1. \text{農用地} + 2. \text{森林} + 3. \text{原野} + 4. \text{水面等} + \\ &\quad 5. \text{道路} + 6. \text{宅地}) \\ &= 1,366\text{ha} - (647\text{ha} + 176\text{ha} + 0\text{ha} + 108\text{ha} + 124\text{ha} + 208\text{ha}) \\ &= 1,366\text{ha} - 1,263\text{ha} = 103\text{ha} \end{aligned}$	103ha
平成 22 年	$\begin{aligned} \text{その他} &= 103\text{ha} + \text{ふるさと交流村増加分 (1ha)} \\ &\quad + \text{西が丘山林転用分 (33ha)} \\ &= 103\text{ha} + 1\text{ha} + 33\text{ha} = 137\text{ha} \end{aligned}$	137ha
平成 27 年	$\begin{aligned} \text{その他} &= 137\text{ha} + \text{ふるさと交流村増加分 (2ha)} \\ &= 137\text{ha} + 2\text{ha} = 139\text{ha} \end{aligned}$	139ha

8. 合 計

年	算出根拠	計画面積
平成 16 年 平成 22 年 平成 27 年	合計 = 1,366ha ※「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)	1,366ha

甲良町国土利用計画（第三次） 計画および説明資料

発行 / 甲良町 滋賀県犬上郡甲良町在士 353-1 〒522-0244
(担当：総務課 企画部門)
電話 (0749) 38-5061 Fax (0749) 38-3421

コンサルタント / 有限会社 押谷地域設計
名古屋市名東区名東本町 166-1-701
電話 (052) 782-5999 Fax (052) 782-5997

平成19年3月

この冊子は再生紙を使用しています。